

平成30年度 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業） 『新産業創造事業』の募集に係る留意事項について

1 書類の入手方法

申請書類等（様式）については、十勝総合振興局産業振興部とち「食・観・連」推進室のホームページから最新の様式をダウンロードしてください。

<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsr/h30sinsangyou.htm>

2 書類の提出方法

上記ホームページに掲載している「提出書類一覧」に記載された必要書類を郵送又は持参により提出後、メールでも提出してください。

tokachi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp

3 書類の記載方法等

次の事項を参照の上、書類を作成してください。

また、別添の留意事項・記載例、各様式の注意事項（欄外に記載）に十分留意の上、作成願います。

(1) 共通事項

ア 交付対象（対象者、展示会・商談会、経費等）は、「平成30年度 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）『新産業創造事業』募集のお知らせ」を参照してください。

イ 事業期間は、展示会・商談会に出展する日だけではなく、申込みを行った日など準備を始める日を「事業開始日」に、また、出店後の事務処理が終了する日を「事業完了日」としてください。

(2) 提出書類

事業の実施を希望する場合は、次の書類を提出してください。

ア 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・一般事業）事業実施概要書

＜実施要綱 別記第2号様式（一般事業／ソフト系事業分）＞【記載例1参照】

イ 地域づくり総合交付金（新産業創造事業）事業実施計画書

＜（別紙1）＞【記載例2参照】

ウ 収支予算書

＜（別紙2）＞【記載例3参照】

エ 役員（会員）名簿、団体の規約（会則・定款・組織図等）

なお、任意グループの場合、役員名簿の代わりに、会員名簿を作成の上、提出してください。（団体の規約も提出が必要です。）

※ ア～エの書類が提出された後、総合振興局による審査が行われます。

その結果、採択（交付の内示）された場合には、改めて正式な交付申請が必要となります。

お問い合わせ先

北海道十勝総合振興局産業振興部とち「食・観・連」推進室（担当：松田）

住 所 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155-27-8632（直通）

○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）新産業創造事業の主な流れ

事業者	総合振興局	内 容
事業実施概要書等の提出		<p>事業実施概要書、事業実施計画書、収支予算書、役員等名簿及びその他参考となる資料（企画書、パンフレット、定款など）を募集期間内に提出します。【留意事項 3-(2)参照】</p> <p>※ 平成30年10月15日（月）締切</p>
	内示(不採択)通知	<p>新産業の創造を支援する組織等から意見を聴取した後、11月下旬頃、総合振興局から内示又は不採択の連絡をします。</p> <p>※ 内示の時期は前後することがあります。</p>
交付申請書提出		<p>内示通知を受けたら、<u>総合振興局長が指定する期日までに</u>交付申請書や必要な書類を提出します。</p>
	交付決定通知・指令	<p>申請内容を審査後、総合振興局から交付決定の通知（指令）をします。（申請書受理後約2～3週間程度）</p> <p>※ 交付指令文の内容をよく確認してください。</p>
事業実施		<p>事業者は申請内容に基づき交付事業を実施します。</p> <p>「事業内容（事業費・交付金額）が変更になる」（注）、「事業が実施できなくなった」などの場合は、別途書類の提出等が必要となりますので、<u>それらのことが判明した時点で速やかにご相談ください。</u></p> <p>（注）事業内容の変更とは、<u>対象経費が20%以上増減したり、実施する内容が大幅に変更となる場合などをいい、例えば、当初交付申請時に対象経費を100万円と見込んでいた事業について、対象経費が120万円以上となったり、80万円以下となる場合は、事業完了前に総合振興局長の承認を受けておかなければなりません。</u></p>
事業完了		
実績報告書提出		<p>事業完了後30日以内又は総合振興局長が定めた期日の<u>いずれか早い方の日までに</u>実績報告書や必要な書類を提出します。</p>
	交付金額確定・交付	<p>内容審査（実地検査等終了）後、約1週間程度で交付金額を確定し、総合振興局から通知します。</p> <p>その後、1週間程度で交付金を交付（入金）します。</p> <p><u>（実績額に応じて交付金額を確定するため、内示通知や交付決定の金額から減額することがあります。）</u></p>
事業完了後		<p>事業完了後は5年間、関係書類を保存しておかなければなりません。</p> <p>また、財政的援助団体として、道の監査を受ける場合があります。</p> <p><u>新産業創造事業については、実施要綱別紙1の附表1の第1の5で定める成果報告書を、実績報告書の提出後1か月以内に提出します。</u></p>